

令和5年度物価高騰対応支援 こども加算給付金（5万円）のご案内

- 令和5年度物価高騰対応支援こども加算給付金は、18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）を扶養している令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税されている世帯を支援する給付金です。
- 下記「給付手続き」をお読みいただき、御自身が対象であると思われる方は、申請書の提出をしてください。（期限までに提出されない場合は給付金を受け取れませんので、御注意ください。）

給付金の支給額

児童1人あたり **5万円**

給付金の支給時期

御前崎市が申請書を受理した日から3週間後が目安です。

給付手続き

【加算対象となる児童の範囲】

本給付金の支給対象となる住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、基準日（令和5年12月1日）時点において同一世帯となっている18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）。

※以下に該当する場合は、別途申請いただくことで対象となる場合がありますので、臨時給付金専用ダイヤルにお問合せください。

- ①令和5年12月2日以降に生まれた新生児がいる世帯
- ②扶養している児童が別世帯にいる場合

- ・世帯の中に一人でも住民税所得割課税者がいる。
- ・世帯員全員が令和5年度住民税所得割課税者の税法上扶養を受けていた。
- ・既に他の市区町村で同制度によるこども加算給付金（5万円／児童1人あたり）を受給済み。
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている方。



対象外



申請書の提出

提出期限：令和6年5月31日（金）

- ・返信用封筒に申請書を同封し、ポストに投函してください。



【問い合わせ】御前崎市福祉課 臨時給付金専用ダイヤル

☎0537-29-5157（平日 8:15～17:00）



御前崎市